

千葉県立佐原白楊高等学校 運動部活動の活動方針

1 教育目標

家庭・地域との連携を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、平和で民主的な国家及び社会の形成者として責任を持って行動する人間を育成する。

- ①地域から愛される信頼される学校づくりの推進。
- ②向上心を持って主体的に学び、自己実現する生徒の育成。
- ③豊かな人間性と社会性を身につけた生徒の育成。
- ④安全で健康的な生活を送ることのできる生徒の育成。

2 本校の運動部活動の基本方針

(1) 適切な指導

スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツライフを継続する資質や能力を育てることを目指し、それぞれの部活動の実態に応じ、適切な目標・計画を設定して指導する。

- ①従前行われてきた指導方針や練習方法を安易に継承するのではなく、練習方法を研究・工夫し、合理的で効率的・効果的な指導を行う。
- ②発達の個人差や成長期における体と心の状態などを配慮した指導を行う。
- ③部活動の目標や活動計画の策定にあたっては、生徒の意見を参考にし、生徒の実態に合わせ適宜見直しを行い、今後も持続可能な部活動となるよう、特に留意する。
- ④生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養などの望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配りなどにより、適切な集団づくりを行う。
- ⑤生徒の人権を尊重し、体罰の禁止はもちろんのこと、生徒の人格を傷つける言動やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントのない指導を行う。

(2) 適切な活動時間

合理的で効率的・効果的な練習を工夫し、活動時間の短縮に努めるとともに、適切に休養日などを設定し、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進する。

- ①平日の練習時間は2時間程度、学校休業日（長期休業中を含む）の練習時間は3時間程度とする。
- ②休業日は平日に1日以上、週末に1日以上、週当たり2日以上設け、全体練習だけでなく個人技術向上を目的とした練習や、個人の状況に応じた学校外の活動及び休息が可能になるよう、各部活動の活動計画を工夫する。大会直前や事前に活動計画で周知した強化練習期間など上記休養日を設ける事ができない場合は、他の日に休業日を振り替える。
- ③長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

(3) 活動内容の周知

- ①顧問は、担当部活動の年間の活動方針を作成し、校長の了承を得る。
- ②顧問は月ごとの活動計画を校長に提出し了承を得る。
- ③顧問は月ごとの活動実績を、校長に報告する。
- ④顧問は活動状況等を校内職員に報告するとともに、本校のホームページを活用し公開する。

(4) 事故防止

活動内容や環境整備に注意し、事故防止に努めるとともに、校内の緊急体制を整え、安全で安心な部活動を推進する。

- ①事故防止に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守るように指導する。
- ②生徒の発達段階や体力、技術などを把握し、生徒にとって無理のない練習内容となるよう留意する。
- ③けがや病気、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整える。
- ④高温環境下の夏の屋外、気温・湿度の高い体育館などにおける活動の際には、こまめに水分及び塩分を補給し休憩するなどの熱中症対策を行う。
- ⑤顧問が不在の場合は原則として活動は行わない。
- ⑥施設や設備の安全点検を月に1度以上行う。また、日常的な安全点検を心掛ける。
- ⑦屋外での活動にあたっては、気象変化に注意し落雷などによる事故を防ぐ。

(5) その他

- ①生徒への安全な指導と職員の負担軽減のため、複数顧問制とする。
- ②物品の購入や大会への参加費の徴収など金銭に関わることについては、文書などにより保護者に説明する。
- ③地域の行事に積極的に参加するなど、地域との連携を深め、「地域に愛される学校」を目指す。
- ④文化部活動も運動部活動の活動方針に準じる。